

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 17 日 | 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日 | 回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日

提案事項	確定拠出年金における外国籍の取扱い
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の方が母国に戻る時に、日本企業で積み立てた確定拠出年金の残高を「一時金で受給」することを認めていただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍以外の者も、被用者年金被保険者等であれば、確定拠出年金への加入が認められている。しかし、原則 60 歳に到達しないと確定拠出年金の給付は開始されないことになっている。 ・今後、グローバル化が一層進み、外国籍採用が増加することが想定されるため、これまで以上に帰国時（中途脱退時）の「一時金受給」の必要性が高まることが考えられることから「一時金で受給」することを認めていただきたい。
提案主体	(一社)信託協会

所管省庁： 厚生労働省	
制度の現状	<p>企業型年金からの脱退一時金に係る支給要件は、確定拠出年金法において、以下の要件全てを満たしている場合にのみ請求できると規定されています。</p> <p>企業型年金加入者、企業型運用指図者、個人型年金加入者、個人型運用指図者でないこと 個人別管理資産が 15,000 円以下であること 最後の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 月を経過していないこと 上記要件を満たしていない場合は、外国人であっても企業型年金から脱退一時金を受給することはできません。</p>
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、企業型年金を実施する事業主においては、外国人を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求ができない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと考えます。</p>

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 17 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日

提案事項	個人型確定拠出年金における加入者の範囲
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人型確定拠出年金における加入者範囲を 65 歳まで拡大していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型確定拠出年金では規約に定めることで、65 歳まで加入者とすることが認められているが、個人型確定拠出年金の加入者範囲は 60 歳未満の被保険者とされている。 個人型確定拠出年金の普及、従業員の多様なライフプランに対応し、また、企業型確定拠出年金との整合性の観点から、個人型確定拠出年金の加入者範囲を 65 歳まで拡大していただきたい。
提案主体	(一社)信託協会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60 歳未満の者が加入できると規定されています。 よって、60 歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。
該当法令等	確定拠出年金法第 62 条第 1 項第 2 号
対応の分類	対応不可
対応の概要	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：3

受付日：平成 28 年 11 月 29 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日

提 案 事 項	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和
具体的内容	<p>金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法 100 条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。</p> <p>そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。</p>
提 案 主 体	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫

所管省庁： 金融庁、厚生労働省	
制度の現状	営業職員による運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。
該当法令等	確定拠出年金法第 100 条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第 1 号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。

区 分 (案)	
-----------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 29 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提 案 事 項	確定拠出年金の脱退要件の緩和（ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする）
具体的内容	<p>本年 5 月に成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、原則 20 歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となる。</p> <p>それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額（現行 1.5 万円）以下の企業型年金加入資格喪失者と国民年金の保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなる。</p> <p>加入者の中には、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。</p>
提 案 主 体	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁： 厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が 15,000 円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・年金資産が 25 万円以下 または 通算拠出期間が 1 月以上、3 年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めていない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>よって、ペナルティ課税といった措置を設ける以前に、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 29 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金制度では、確定拠出年金法附則第 2 条の 2 及び第 3 条において、原則として 60 歳までの中途引出(脱退一時金の支給)が認められていない。 ・例外要件として、「1.5 万円以下の小額」(確定拠出年金法施行令第 59 条第 2 項)、「通算拠出期間 3 年未満もしくは 50 万円以下」・「25 万円以下で継続して個人型運用指図者であった者」(確定拠出年金法施行令第 60 条第 2 項)が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出(脱退一時金の支給)は認められていない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に再来日の予定のない場合、同制度の中途引出(脱退一時金の支給)要件として認めていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のグローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向。 ・外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。 ・一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として 60 歳まで中途引出(脱退一時金の支給)を行うことができず、手数料を支払わなければならない。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっており、外国籍の加入者が帰国した場合、まずは企業型年金からの脱退一時金要件に該当すれば、脱退一時金を支給することになります。該当しない場合、個人型年金からの支給要件には「国民年金保険料の免除者であること」の規定があり、外国籍の加入者は日本国籍が無く、国民年金の被保険者になることができないことから、当然免除者となることもできず、脱退一時金が支給されないこととなります。</p> <p>【企業型確定拠出年金からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が 15,000 円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型確定拠出年金からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・年金資産が 25 万円以下 または 通算拠出期間が 1 月以上、3 年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条 ・確定拠出年金法施行令第 59 条、第 60 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>当該事項に対応するためには、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、企業型年金は任意加入であることや、手厚い税制優遇措置を設けていることから、例外を認めることは困難と考えます。</p> <p>実施する事業主においては、外国人を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求ができない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと思います。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：6

受付日：平成 28 年 11 月 30 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施することを要望する。 <p>もしくは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金の支給要件（資産額・加入期間の制限など）の更なる緩和 ・中途引出しを可能とする措置 <p>をすることを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金受給開始年齢までは長期間となるにも係わらず、加入者が将来中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合などには、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。（現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。） ・加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出要件を更に拡大することが必要と考える。また、他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和および中途引出しを認めるべきと考える。
提案主体	(一社)日本損害保険協会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型DCからの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が 15,000 円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型DCからの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・年金資産が 2 5 万円以下 または 通算拠出期間が 1 月以上、3 年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めていない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>よって、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：7

受付日：平成 28 年 11 月 30 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提 案 事 項	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施することを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が 10 年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50 歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・ 公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考えます。
提 案 主 体	(一社)日本損害保険協会

所管省庁： 厚生労働省	
制度の現状	<p>確定拠出年金の受給開始年齢は、確定拠出年金法により、企業型年金加入者期間、企業型年金運用指図者期間、個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間の合算期間により以下とおり規定されており、通算加入者等期間が 10 年未満の場合、最大 65 歳まで受給することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上 61 歳未満の者 10 年 ・ 61 歳以上 62 歳未満の者 8 年 ・ 62 歳以上 63 歳未満の者 6 年 ・ 63 歳以上 64 歳未満の者 4 年 ・ 64 歳以上 65 歳未満の者 2 年 ・ 65 歳以上の者 1 月
該当法令等	確定拠出年金法第 33 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>60 歳直前に加入した方が、60 歳で受給できる制度とした場合は、預貯金と違いがなく、また税制優遇措置も受けられてしまうことから、通算加入者等期間によって、受給開始年齢に差を設けているところです。</p> <p>よって、給付要件を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：8

受付日：平成 28 年 11 月 30 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提 案 事 項	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を 65 歳まで引き上げ可能とすることを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者は確定拠出年金法第 11 条 6 項に定められているとおり、企業型年金規約において 60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているとき、当該年齢が資格喪失時期とされている（65 歳まで引き上げされている）。また、公的年金の受給開始年齢も 65 歳である。 ・老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65 歳まで引き上げ可能とするべきであると考えます。
提 案 主 体	(一社)日本損害保険協会
	所管省庁： 厚生労働省
制度の現状	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60 歳未満の者が加入できると規定されています。 よって、60 歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。
該当法令等	確定拠出年金法第 62 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。

区 分 (案)

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：9

受付日：平成 28 年 11 月 30 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提 案 事 項	確定拠出年金における支給要件の緩和
具体的内容	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。 <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則 60 歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額（1.5 万円以下）である場合は、受給可能。 (3)企業型から個人型への移行者で、個人型年金加入者となる資格がない場合は、資産が少額（50 万円以下）かつ加入資格喪失後 2 年以内であれば受給可能。 (4)継続個人型年金運用指図者であって、資産額が少額（2.5 万円以下）の場合は、受給可能。 <p>平成 28 年 6 月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」にて、平成 29 年 1 月以降は、脱退一時金の支給要件がさらに制限される予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。
提 案 主 体	(一社)生命保険協会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>確定拠出年金からの脱退一時金に係る支給要件は、確定拠出年金法において、以下の要件全てを満たしている場合にのみ請求できると規定されています。</p> <p style="padding-left: 20px;">企業型年金加入者、企業型運用指図者、個人型年金加入者、個人型運用指図者でないこと 個人別管理資産が 15,000 円以下であること 最後の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 月を経過していないこと 上記要件を満たしていない場合は、外国人であっても企業型年金から脱退一時金を受給することはできません。</p>
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めていない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>よって、加入時において、原則中途脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:10

受付日：平成 28 年 12 月 14 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃
具体的内容	<p>金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供業務の兼務を可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>金融機関において、預金、信託、有価証券、保険を取り扱う営業職員は、確定拠出年金の加入者に対する中立性確保の観点から、運用関連業務（確定拠出年金の運用方法の選定、加入者に対する提示、運用方法に係る情報提供）を兼務することが禁止されている。</p> <p>このため、店頭で確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客（加入者）が来店した場合、本部専任者や専用のコールセンターへ取りつがざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。</p> <p>平成 29 年 1 月より個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者の範囲が拡大されることを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面で接する機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。</p> <p>なお、平成 27 年度、全国信用金庫協会・信金中央金庫から同主旨の要望が出された際、厚生労働省より「社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討と整理されたところであり、関係機関と協議した上で当該整理に基づき検討を進める」旨回答があったが、具体的な進展はみられない。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁：金融庁、厚生労働省
制度の現状	確定拠出年金法上、営業職員が確定拠出年金法に規定する運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務を兼務することは禁止されています。
該当法令等	確定拠出年金法第 100 条 確定拠出年金運営管理機関に関する令第 10 条第 1 号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:11

受付日：平成 29 年 9 月 13 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 3 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 10 月 20 日

提 案 事 項	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ
具体的内容	<p>個人型確定拠出年金について、加入者が希望する場合は加入者資格喪失年齢を 65 歳まで引き上げることを可能とする。</p> <p>【提案理由】 確定拠出年金法第 62 条第 3 項第 2 号において、個人型確定拠出年金の加入者は「60 歳未満の者」と定められている。</p> <p>現在、多数の企業が勤務延長制度や再雇用制度を導入する中（注）60 歳以降も掛け金を拠出したいとのニーズが高まっており、年齢引上げは老後の資産形成に資する。 （注）2016 年の 60～64 歳の就業率は、63.6%（男性 76.8%、女性 50.8%。出所：総務省統計局「平成 28 年 労働力調査年報」）</p> <p>なお、企業型確定拠出年金は、規約に定めることで 65 歳まで引上げが可能である。</p>
提 案 主 体	(一社)全国地方銀行協会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60 歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60 歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。
該当法令等	確定拠出年金法第 62 条第 1 項第 2 号
対応の分類	対応不可
対応の概要	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。

区 分 (案)	
-----------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:12

受付日：平成 29 年 9 月 13 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 3 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 10 月 20 日

提 案 事 項	金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃
具体的内容	<p>金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供業務の兼務を可能とする。</p> <p>【提案理由】 金融機関において、預金、信託、有価証券、保険を取り扱う営業職員は、確定拠出年金の加入者に対する中立性確保の観点から、運用関連業務（確定拠出年金の運用方法の選定、加入者に対する提示、運用方法に係る情報提供）を兼務することが禁止されている。</p> <p>このため、店頭で確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客（加入者）が来店した場合、本部専任者や専用のコールセンターへ取り次ぎがざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。</p> <p>2017 年 1 月より個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者の範囲が拡大されたことを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面で接する機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。</p> <p>なお、昨年度の要望に対し、金融庁および厚生労働省は「検討を進めていく」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。</p>
提 案 主 体	(一社)全国地方銀行協会

所管省庁： 金融庁、厚生労働省	
制度の現状	営業職員による運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。
該当法令等	確定拠出年金法第 100 条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第 1 号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。

区 分 (案)	
-----------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：13

受付日：平成 29 年 9 月 25 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 7 日

提案事項	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 確定拠出年金制度では、確定拠出年金法附則第 2 条の 2 及び第 3 条において、原則として 60 歳までの中途引出(脱退一時金の支給)が認められていない。 例外要件として、「1.5 万円以下の小額」(確定拠出年金法施行令第 59 条第 2 項)、「通算拠出期間 3 年未満もしくは 50 万円以下」・「25 万円以下で継続して個人型運用指図者であった者」(確定拠出年金法施行令第 60 条第 2 項)が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出(脱退一時金の支給)は認められていない。</p> <p>【具体的要望内容】 確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に再来日の予定のない場合、同制度の中途引出(脱退一時金の支給)要件として認めていただきたい。</p> <p>【要望理由】 企業のグローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向。 外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。 一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として 60 歳まで中途引出(脱退一時金の支給)を行うことができず、手数料を支払わなければならない。</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっており、外国籍の加入者が帰国した場合、まずは企業型年金からの脱退一時金要件に該当すれば、脱退一時金を支給することになります。 該当しない場合、個人型年金からの支給要件には「国民年金保険料の免除者であること」の規定があり、外国籍の加入者は日本国籍が無く、国民年金の被保険者になることができないことから、当然免除者となることもできず、脱退一時金が支給されないこととなります。</p> <p>【企業型 DC からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・ 年金資産が 15,000 円以下 ・ 最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型 DC からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金保険料の免除者である ・ 最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・ 年金資産が 25 万円以下 または 通算拠出期間が 1 年以上、3 年以下 ・ 確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・ 企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条 ・ 確定拠出年金法施行令第 59 条第 2 項、第 60 条第 2 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としていたるところです。さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、外国籍の加入者に例外を認めるのは困難です。</p> <p>実施する事業主においては、外国籍の方を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求できない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと思います。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：14

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提 案 事 項	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和
具体的内容	<p>金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法 100 条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。</p> <p>そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。</p>
提 案 主 体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

所管省庁：金融庁、厚生労働省	
制度の現状	営業職員による運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。
該当法令等	確定拠出年金法第 100 条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第 1 号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。

区 分（ 案 ）	
----------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:15

受付日：平成 29 年 9 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日

提案事項	確定拠出年金の脱退要件の緩和
具体的内容	<p>平成 29 年 1 月から、法改正により、原則 20 歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となった。それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額（現行 1.5 万円）以下の企業型年金加入資格喪失者と保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなった。</p> <p>加入者の中には不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、他の企業年金制度と同じく、一定の条件（例えばペナルティ課税）のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が 15,000 円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】・国民年金保険料の免除者である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・年金資産が 25 万円以下 または 通算拠出期間が 1 月以上、3 年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としているところです。さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、確定拠出年金の脱退要件の緩和を認めるのは困難です。</p> <p>よって、ペナルティ課税といった措置を設ける以前に、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：16

受付日：平成 29 年 9 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日

提 案 事 項	確定拠出年金における支給要件の緩和
具体的内容	<p>< 提案の具体的内容 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。 <p>< 提案理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の規制は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1)原則 60 歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額（1.5 万円以下）である場合および国民年金の保険料免除者であって通算拠出期間が短い（3 年以下）または資産額が少額（25 万円以下）の場合は、受給可能。 ・ 確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・ 今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。
提 案 主 体	一般社団法人生命保険協会

所管省庁： 厚生労働省

制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・ 年金資産が 15,000 円以下 ・ 最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金保険料の免除者である ・ 最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・ 年金資産が 25 万円以下または通算拠出期間が 1 年以上、3 年以下 ・ 確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・ 企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としているところです。さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、脱退一時金の支給要件を緩和することは困難です。</p> <p>したがって、実施する事業主においては、加入時において、原則中途脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分（案）

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:17

受付日:平成29年9月29日

所管省庁への検討要請日:平成29年11月6日

回答取りまとめ日:平成30年1月15日

提案事項	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とする。 ・ 資格喪失年齢を引き上げた場合でも、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとする。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げされている)。 ・ 公的年金の受給開始年齢も65歳である中で、老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とすべきであると考えます。 ・ 仮に65歳まで引き上げ可能となった場合に、受給の開始時期も65歳以降とした場合は、制度普及に逆行するため、引き上げ可能となった場合でも、受給開始時期については、現行のとおり、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとすべきと考えます。(企業型年金において、60歳以上で資格喪失年齢到達前に実施事業所を退職すれば資格を喪失し、受給が可能となることと平仄を取る。)
提案主体	一般社団法人損害保険協会

所管省庁: 厚生労働省	
制度の現状	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。
該当法令等	確定拠出年金法 第62条第1項第2号
対応の分類	対応不可
対応の概要	確定拠出年金の資格喪失年齢については老後の所得確保という目的や国民年金の加入期間を踏まえ、原則60歳に加入資格を喪失し、受給権資格を得るものとされているところです。ご要望については資格喪失年齢を含めた企業年金の拠出時、給付時の仕組みや高齢者雇用の在り方、社会情勢の変化等を踏まえて今後引き続き議論を重ねていく必要があるため、現時点では対応が困難です。

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:18

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提 案 事 項	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し
具体的内容	<p>通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が 10 年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後倒しになり、50 歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・ 公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考えている。
提 案 主 体	一般社団法人損害保険協会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>確定拠出年金の受給開始年齢は、確定拠出年金法により、企業型年金加入者期間、企業型年金運用指図者期間、個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間の合算期間により以下のとおり規定されており、通算加入者等期間が 10 年未満の場合、最大 65 歳まで受給することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上 61 歳未満の者 10 年 ・ 61 歳以上 62 歳未満の者 8 年 ・ 62 歳以上 63 歳未満の者 6 年 ・ 63 歳以上 64 歳未満の者 4 年 ・ 64 歳以上 65 歳未満の者 2 年 ・ 65 歳以上の者 1 月
該当法令等	確定拠出年金法第 33 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>仮に 60 歳直前に加入した方が、60 歳で受給できる制度とした場合は、預貯金と違いがなく、また税制優遇措置も受けられてしまうことから、通算加入者等期間によって、受給開始年齢に差を設ける必要があると考えます。よって、給付要件を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えています。</p>

区分(案)

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：19

受付日：平成 29 年 10 月 19 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 14 日 回答取りまとめ日：平成 30 年 2 月 5 日

提 案 事 項	確定拠出年金における加入者の年齢範囲の拡大
具体的内容	<p>(提案の具体的内容)</p> <p>確定拠出年金における加入者の年齢範囲を 65 歳まで拡大していただきたい。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型確定拠出年金の加入者の年齢範囲は 60 歳未満の被保険者とされている。 ・また、企業型確定拠出年金では規約に定めることで、65 歳まで加入者となることが認められているが、60 歳以上で同一プランの実施事業所間を異動する場合、異動先で新たに加わることができない。 ・そのため、確定拠出年金の普及、従業員の多様なライフプランに対応し、また、企業型確定拠出年金との整合性の観点から、個人型確定拠出年金および企業型確定拠出年金の加入者の年齢範囲を 65 歳まで拡大していただきたい。
提 案 主 体	(一社) 信託協会

所管省庁： 厚生労働省	
制度の現状	<p>確定拠出年金法において、個人型確定拠出年金への加入については、60 歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60 歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。</p> <p>さらに、企業型確定拠出年金の加入者資格は原則 60 歳到達時に喪失しますが、例外として 60 歳到達前から同一事業所において継続して使用されている 60 歳以上の従業員（厚生年金保険の被保険者であった者）については、60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢まで引き続き加入者となることが認められています。</p>
該当法令等	確定拠出年金法第 9 条第 1 項、第 62 条第 1 項第 2 号
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金の加入者の年齢範囲については老後の所得確保という目的や国民年金の加入期間を踏まえ、原則 60 歳に加入資格を喪失するものとされているところです。ご要望については資格喪失年齢を含めた企業年金の拠出時、給付時の仕組みや高齢者雇用の在り方、社会情勢の変化等を踏まえて今後引き続き議論を重ねていく必要があるため、現時点では対応が困難です。</p>

区 分 (案)	
-----------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:20

受付日:平成29年10月19日 | 所管省庁への検討要請日:平成29年11月14日 | 回答取りまとめ日:平成30年2月5日

提 案 事 項	確定拠出年金における外国籍の者の一時金受給資格の緩和
具体的内容	<p>(提案の具体的内容)</p> <p>外国籍の方が母国に戻る時に、日本企業で積み立てた確定拠出年金の残高を一時金で受給することを認めていただきたい。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍以外の者も、被用者年金被保険者等であれば、確定拠出年金への加入が認められている。しかし、原則60歳に到達しないと確定拠出年金の給付は開始されないことになっている。 ・今後、グローバル化が一層進み、外国籍採用が増加することが想定されるため、これまで以上に帰国時(中途脱退時)の「一時金受給」の必要性が高まることが考えられることから、公的年金と同様()に「一時金受給」を認めていただきたい。 <p>()日本国籍を有しない者が、国民年金または厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができる。</p>
提 案 主 体	(一社)信託協会

所管省庁: 厚生労働省	
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなり、外国籍の加入者が帰国した場合、脱退一時金要件に該当すれば、支給することになります。</p> <p>【企業型DCからの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 <p>【個人型DCからの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下 または 通算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	・確定拠出年金法附則第2条の2、第3条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としているところです。さらに、平成28年の確定拠出年金法改正による個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、外国籍の加入者に例外を認めるのは困難です。</p> <p>実施する事業主においては、外国籍の方を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求できない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと思います。</p>

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:21

受付日：平成 30 年 3 月 13 日 所管省庁への検討要請日：平成 年 月 日 回答取りまとめ日：平成 年 月 日

提 案 事 項	確定拠出年金制度普及のための施策<投資一任サービスの導入>
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>投資無関心層を長期的な資産運用である確定拠出年金加入に仕向ける契機として、米国 SMA と同様、事業者に運用を一任する選択肢を加入者に持たせるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国 IRA/401k では既に導入されており、効果が見られる。 ・ 我が国でも、確定拠出年金加入の意義を認識しつつも、実際の運用になると知識の無さなどで加入に二の足を踏む層が相当程度見込まれる。 ・ 運用開始時の運用商品の選択のみならず、長期的な運用を前提とする確定拠出年金においては、運用中のリバランスや年齢に応じた組み換えなどが効果的だが、これを実際に行うための金融リテラシーの引き上げには限界がある。 ・ バランス型ファンドやラップ型ファンドなどの投資信託でもある程度達成できるが、人それぞれ、年齢の応じた個別の運用を行うためには一任運用が適切である。 ・ 手数料などコスト面での負担については、ロボアドバイザーなどコストを低減しユーザー体験を向上させたサービスが我が国でも定着しつつある。 ・ なお、導入に際しては、一任業者の業務範囲及び責任の範囲、取り扱う商品の選定、フィデューシャリー・デューティーを全うするための要件作りが必要。
提 案 主 体	一般社団法人 Fintech 協会

	所管省庁： 厚生労働省
制度の現状	
該当法令等	
対応の分類	
対応の概要	

区分(案)	
-------	--

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:22

受付日：平成 30 年 3 月 13 日 所管省庁への検討要請日：平成 30 年 3 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 年 月 日

提 案 事 項	確定拠出年金制度普及のための施策＜中途脱退要件の緩和＞
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>確定拠出年金制度における中途脱退要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国 IRA には、医療費、失業時の医療保険等支払いなどで早期引き出しが認められている。 ・ 我が国においても、長期的に資金が「塩漬け」されてしまうのでは、という観点から確定拠出年金への加入に躊躇する層が一定程度見受けられ、一定の要件下での早期引き出しを認めることが、特に個人型 DC の普及促進に寄与すると考えられる。 ・ なお、いわゆる中途退職時の脱退一時金給付問題に見られるような事案へは、税率の引き上げなどのペナルティを課すことも効果的と考えられる。
提 案 主 体	一般社団法人 Fintech 協会

所管省庁： 厚生労働省	
制度の現状	
該当法令等	
対応の分類	
対応の概要	

区分(案)	
-------	--